



先月の13日(月)から16日(木)にかけて、片岡区自治会を皮切りに北区、川尻区、住吉区のそれぞれの自治会で「まちづくりタウンミーティング」を開催しました。タウンミーティングを開催する目的は、吉田町第4次総合計画(平成18年度〜平成27年度)の後期5力年が来年度から始まることを受け、その期間の基本計画を策定するために町民の皆さまとの意見の交換を行うことにより、町が重点的に取り組むべき施策の方向性について具体的に把握することになりました。

このタウンミーティングにおいて、私は、平成23年度から平成27年度の5力年に限定することなく、その先も見据えて町が重点的に取り組むべきまちづくりの施策について具体的な内容にも踏み込み、説明をしました。

総合計画は、吉田町の長期的な行政運営の方向を明らかにし、計画的な行政運営を進めるための指針となるものです。現在の第4次総合計画は、基本構想において「人と人、心やすらぎ 健康で住みやすいまち 吉田町」を目指すべき将来都市像として描き、これを実現するための施策の大綱を明らかにしたものです。

この将来都市像の基本理念は、①誰もが健やかで、安心して暮らせる快適なまちづくり②心豊かな人を育み生かすまちづくり③地域の特性を生かした、産業と都市機能が充実したまちづくり——とうたっています。

タウンミーティングにおける説明は今後の町政運営を述べたものであり、今月号から6回にわたってシリーズで町民の皆さまにお話ししたいと思います。お読みいただければうれしく思います。



町長からのメッセージ 92

我が町の明日のまちづくりについて…①

基本計画の推進に向けて

信頼回復の手立て

皆さまがご存じのように、私は平成15年の町長選挙に先立ってその前年に町内をくまなく回り、町政に対する要望や苦情などのご意見を伺いました。寄せられたご意見から、町民の皆さまは町政に対してあまり信頼を置いていないことが分かりました。町民の皆さまから信頼されなければ、行政は成り立たないことを肝に銘じるとともに、町民の皆さまから無関心を取り除く手立てを講じる必要を痛感しました。そこから出来上がったものが、『町長は無色で公共事業は透明で分かりやすく、町民と役場の間の風通しは良く、弱者に対しては日当たりのよい行政』というスローガンでした。

町長に就任した平成15年度に信頼の回復の一つ目の手立てとして考えたことは、『町長室の可視化』であり、3階の町長室を1階の現在

の町長室に移すことでした。現在の町長室は、入り口、後ろ、横の3面が透明なガラスになっており、町民の皆さまは私をいつでも確認することが出来ます。奇抜な考え方もありませんが、町民の皆さまが選んだ町長をいつでも自分たちの視線の中にとらえることを可能にすることが町長を身近な存在と実感し、親しみやすさを抱いていただけるとは

はないかと考えました。信頼回復の二つ目の手立ては、公共事業にまつわる不透明さを取り除くものであり、「抽選型指名競争入札制度」の導入でした。この入札制度の特徴は、町長が入札に参加する業者を決めることができないことであり、業者の談合が非常に難しいことです。言い換えれば、業者が対等の立場で入札に参加する仕組みになっています。

信頼回復の三つ目の手立ては、町民の皆さまの行政サービスに対する不満を取り除くものであり、「日曜開庁」の導入でした。税金を

払う町民の皆さまが仕事を休んで役場に出かけて用事を済まさなければならぬことは、不可解極まりないことです。役場は、原則として吉田町の町民の皆さまにサービスを提供するサービス会社であることを役場で働く職員と町民の皆さまに明らかにする必要があります。

平成16年度に入っても信頼回復の手立てを講じる作業は続きました。四つ目の手立ては、『ゼロベース検証』と銘打った「事業仕分け」でした。町民の皆さまに説明できないような事業は取り止めました。タウンミーティングにおいてお話ししたことですが、役場の職員への福利厚生に関し、説明できない支出については、他の自治体に先駆けて取りやめ、県下でも極めて低いものとなりました。

五つ目の手立ては、財政を運営する際の基本である「財政規律の確立」でした。財政規律の確立は、二つのことから成っています。一

つは、平成16年度以降の予算編成において「新たな借入額は返済額を必ず下回るようにした」ことです。もう一つは、行政用語では『財政調整基金』と呼ばれる「町の預金を増やす」ことです。簡単に言えば、身の丈に合った財政の運用を心掛け、預金を増やし、借金を減らすことに尽きます。

予想される事態への確な対応

行政が何をにおいても措置を講じなければならぬものは、時間の流れの中で起こることが現実視される事態への対応です。私が町長に就任した平成15年度の時点では、行政が早急に対応策を講じなければならぬ事態は二つありました。一つは、少子高齢化によって引き起こされる社会事象であり、もう一つは東海地震に代表される災害事象でした。このような事態に的確に対応しなければ、行政は住民から信頼を得ることはできません。

まず、少子高齢化の進行によっておこることが予測される事態に対しては、「福祉社会の建設」を掲げて対応に努めてきました。この福祉社会の建設は、三つの基本理念から成っています。一つ目は少子化に対応するものであり、「子どもを産みやすく、育てやすい環境の整備」、二つ目は高齢化に対応するものであり、「健康を維持しやすく、社会に参加しやすい環境の整備」、三つ目は弱者に対するものであり、「打ち明けやすく、周囲が手を差し伸べやすい環境の整備」となっています。

代表的な施策としては、中学卒業までの子どもに対する医療費の無料化、70歳以上の高齢者に対する肺炎球菌ワクチン接種費用の無料化、オリジナルダンス「ヤーレコのSAY!」、サンデーヨガ、若返り貯筋塾などの健康づくり事業、障害者自立支援施設「あつまりーナ」の建設などが挙げられます。次いで、災害事象として

確実視されるものに津波や

高潮の被害がありますが、これを防ぐために平成15年に中央省庁に予算化を働きかけ、防潮堤に取り付けられた鉄製の扉である「陸こう」を自動化して閉鎖したり、遠隔操作によって閉鎖したりすること出来るようにしました。

これからのまちづくりの方向性

これまでに実施した信頼回復の手立ては、ほとんどがトップダウンの手法によるものでした。行政の信頼を回復するには、既得権を無視した改革を実行することも求められ、痛みを強いられることも場合によっては必要でした。この7年半という期間は、信頼回復に重点が置かれました。その結果、住民の皆さまから行政に対する一定レベルの信頼を得られたものと判断しましたので、ようやくこの行政に対する信頼を基にまちづくりの在り方を住民主導へと方向転換する時期に差し掛

かったのではないかと考えています。これからのまちづくりは、二本の大きな柱を立てて進めることが求められているように受け止めています。一つの柱は、「自律型行政運営に基づくまちづくり」であり、もう一つの柱は「住民との協働によるまちづくり」ではないかと考えています。そして、この二本の柱を土台に据えたまちづくりを進めるに当たって、「誰が首長に選ばれても、恣意的な行政運営ができない仕組み」を誰にも容易に分かるように条例化して町政運営の指針とすることではないかと思えます。

これからのまちづくりは、住民と行政が協働するまちづくりを行うための機構を立ち上げ、住民が主導し、首長の恣意的な行政運営に歯止めをかけながら、役場が住民の意思に沿って行うべきではないかと考えています。